

第2回葛飾区人権施策推進のあり方懇談会議事録

開催日時：令和元年8月20日(火)14時から16時10分まで

開催場所：男女平等推進センター 洋室D

出席者：木村委員、内田委員、鈴木委員、石渡委員、岩田委員、小林委員（名簿順）

事務局：小花総務部長、中島人権推進課長、長谷川危機管理課長、吉田高齢者支援課長、伊東障害援護担当課長、木村教育委員会事務局指導室統括指導主事、青木教育委員会事務局指導室学校経営アドバイザー、浅井教育委員会事務局指導室学校経営アドバイザー、忠子ども家庭支援課長、木村人権推進課人権施策推進係長、板野人権推進課人権施策推進係員

配布資料

- ・第2回葛飾区人権施策推進のあり方懇談会次第
- ・資料1 関係団体へのヒアリング実施状況について
- ・資料2 葛飾区人権施策推進指針（改定版）（素案）
- ・第1回葛飾区人権施策推進のあり方懇談会議事録

1. 開会

2. 議題

（1）関係団体へのヒアリング実施状況について

	（事務局より資料1について説明）
委員 事務局	同和問題に関する落書きは以前より増えているのか、また、他の区はどうか。断続的に発生している。全くなかった状況ではなく、短い期間で見ると発生件数は大量に発生した時期よりは少なくなっている。 地域差はあるが、他区でも発生している地域もある。
委員 事務局	ヒアリングを辞退した団体については何か事情があったのか。 日程の都合等ではなく、少人数でヒアリングの機会を設けることが難しいと遠慮された。
委員 事務局	代表者にヒアリングしたのか。 代表者にヒアリングを行ったが、場合によっては、代表者が窓口となって、何人かの方に集まってもらったこともある。
委員 事務局	ヒアリングは口頭で行ったのか。 前回の懇談会で示した調書を渡し、趣旨の説明を行ったうえで、改めて機会を設けて話を聞くという2段階で行った。
委員 事務局	ヒアリングを行った団体は、今までにも施策を作成する際等にヒアリングを行ったことのある団体か。 今までに各個別計画を作る際等にヒアリングをした団体や所管課に推薦してもらった団体、性自認・性的指向の分野については、懇談会委員に相談して選定した。
委員 事務局	高次脳機能障害と知的障害の違いは何か。 高次脳機能障害は交通事故等により脳が損傷し、認知機能や社会的行為の障

委員 事務局	害を負われた方のことで、知的障害は発症が18歳未満の方が対象となる。発症の年齢や障害の種類ということが異なっている。 発達障害はどうか。 発達障害は精神障害に分類されている。
-----------	---

(2) 「葛飾区人権施策推進指針（改定版）」（素案）について

	(事務局より資料2の障害者までの項目について説明)
委員	この指針の位置づけとして、P1かP4にも反映ができ、新しく個別計画を作るときに影響を与えられることやフィードバックさせられることを、P1かP4の理念に記載してほしい。
事務局	検討する。書き込むとしたら指摘された辺りかと思う。
委員	P7のDVの相談件数について、なぜ下がっているかを確認してほしい。私は全国調査を行っているが、下がることはありえない。相談を受ける体制を取って組織で対応すれば、下がるはずはないという仮説があり、下がる場合は、非常勤の相談員が地方自治体で一人しかいない場合等である。
座長	件数が下がっている図を掲載しているのは葛飾区としてどういうメッセージがあるのか。取組みの成果や自然減少によるものである等、下がっていることで伝えたいことがあるのか。
事務局	下がっているという認識は持っていない。本文中も記載はしていない。平成26、27、28年と比較すると、29、30年が極端に下がっているように見えるというのは、26年から配偶者暴力防止相談支援センターを開設し相談日数を2日にしたというのが関係しているというのが推測される。誤解を受けるようであれば、この図を使用するかどうかを検討したい。
座長	図を削除するかどうかではなく、区としてどういった問題意識を持っているのかということは、示す必要がある。
委員	この図を見ると確かに少なくなっているという印象になるので、男女平等推進センターのものだけというのを強調にすればよいのではないか。私たちも相談は受けているがこの図にはカウントはされていない。この図は男女平等推進センターだけであるということが明確になっていけば問題ないと思う。
事務局	東西生活課やひとり親の担当課でも同じ相談は受けているが、この図の件数には入っていない。
委員	他の窓口で相談を受けているのであればその数を吸い上げて、全体の件数のわかるものを記載するべきである。
委員	高齢者に関する相談は、高齢者総合相談センターにいつているのではないか。暴力に関する相談は多いと聞いている。虐待もDVになると思うが、そういった相談は反映されていないのであれば、別途あることを明確にしたほうがよい。
事務局	高齢者総合相談センターでは高齢者虐待防止法に基づく通報の記録、統計をとっているが、女性のものかまではわからない。
委員	厳密にチェックすると、本来男女平等推進センターに相談に来るものが高齢者総合相談センターに相談にいつているような場合もある。地域で違ってく

事務局	<p>る。わざわざここまで来ない場合もある。</p> <p>トータルとしての正確な把握ができていないということは課題として認識する。</p>
委員	<p>子どもの権利主体とともに親への支援が必要なことをどこかに入らないか。子どもの人権を守るには家族としての親への支援も重要なのでその視点を考えるべきであり、人権施策としてあっていい。</p> <p>P10の下から2段落目の学校における人権教育について、P45の人権教育研修の充実とも関係してくるが、教員も個々の人権を尊重することを学び、個々に対応をしていくことが人権を守ることになることを書き加えてほしい。子どもの人権教育だけでなく教員の人権教育も行っていくというのは不可欠である。</p>
事務局	<p>すでにそういった考え方で教育現場では取り組んでいるので書き加える。</p>
委員	<p>P12のダイヤの下から3番目に教員の人権意識について書いてあるが、生徒とか児童に対して個々の対応をするといった方向性の書き込みがほしい。</p>
事務局	<p>追加を検討する。</p>
委員	<p>同じ箇所について、いじめや虐待からつながっていく子どもの非行問題についても、P12のダイヤの3番目にいじめや虐待の部分へ非行防止に関する方針の追加を検討してほしい。</p>
事務局	<p>施策の方向性か、区の状況及び取組みに追加する方向で検討する。</p>
委員	<p>P12のダイヤの最後の児童虐待のところについて、調整機関が役割を果たすところが重要で、子ども家庭支援課がその調整機関としての役割を果たしたうえで、関係機関との連携につながるのだと思うので、その核となる部分についても方向性が必要なのではないか。</p>
事務局	<p>保護者支援については、児童相談所の設置に合わせて、相談機能を強化しており、親への支援をすることによって、子どもの権利擁護につながるといった考え方で対応している。またこの点については、葛飾区版ネウボラを進めており、妊娠期から社会的自立するまでの間、様々な機関が連携して対応を行っているので、そういった内容の追加を検討する。</p> <p>体制については、葛飾区の要保護児童対策地域協議会は、子ども家庭支援課が調整機関となっている。</p> <p>要保護児童対策地域協議会を積極的に活用しており、他区に先んじて警察と連携をとっている。ただ、国の法改正により、要保護児童対策地域協議会の調整機関は専門の担当にしたほうがよいという提言も出ているので、その点も踏まえながら、さらなる機能強化をしていく。</p> <p>子ども総合センターの相談機能についても児童相談所との連携や、一次的な対応窓口という機能もあるので、その点も踏まえて、速やかな安全確認等を行えるようを進めている。</p>
座長	<p>虐待について、全国レベルでいうと重い事案が発生しているが、葛飾区内でもそういった事案の発生等、問題の質の変化というのはあるのか。</p>
事務局	<p>死亡事例ということであれば、過去に発生している。</p> <p>近年の傾向としては、死亡事案に至ることはないが、複雑・多様化している。ステップファミリーの問題がよくあがるが、外国人や障害者のステップファ</p>

座長	ミリーといった様々な例がある。またハーグ条約の関係もあり、複雑化している傾向がある。それに伴い、1件あたりにかかる処理期間が長期化している。
委員	P10 に件数だけが記載されているが、複雑化や深刻化等、質が変化していることについても触れておいたほうがよりわかりやすいものになる。
事務局	P9 の3段落目の「子どもの貧困は、ひとり親家庭やワーキングプアといった社会的背景により～」の部分が文章としてつながっていないと感じる。貧困問題は人権課題や差別の問題とつながっているというがあるので、施策の方向性に現在も記載はあるが、もう少し内容を充実したほうがよい。また、児童養護施設に通うことで差別や偏見を受ける子どもがいることに対して、どのように取り組んでいくのかということも追加できればよい。
事務局	追加を検討する。 P14 の2行目の「地域包括ケアシステムの構築を進めています」とあるが、現在の施策の方向性ではあまり見えてこない。 施策の方向性のダイヤの下から2つ目にある認知症に関して、「地域の中で安心して暮らせる認知症共生社会を目指します」とあるが、認知症本人の意思をどのように確認し、汲み取り、地域の中で安心して暮らせる社会につながっていくのかをもう少し加えてほしい。
事務局	書類について、高齢者が自分で全て書くのは難しいという制度設計になっていることに関する問題提起や、より本人が意思を出しやすいというものを目指すということへのコメントがあってもよい。
事務局	地域包括ケアシステムについて、課の方向性としては、いろいろな施策、事業が縦割りであるため、情報共有をすることで、必要なときに選択できたり、サービスを受ける側でありながらボランティアに参加できたりする等、「連携」が一つのキーワードになるという意識でいる。まだ縦割りの部分や情報共有が難しいところがあるため、連携の仕組みをどう整えていくのが課題であり、施策の方向性にどこまで書き込めるかはわからないが、職員一人ひとりの意識だけでなく、システムとしてまわすためにどうしていくべきかというのは、問題意識としてある。 認知症については、職員や地域の方含め認知症の理解を深め、認知症だから何もできないというのではなく、認知症の方の意思を尊重できる社会を目指したいと考えている。施策の方向性に追加するならば、学校教育や、職員も含め理解を進めるということや、本人にも心構えや認知症ケアパス等を利用しながら説明できる体制の構築ということについては、書き込めると思う。書類については、契約等難しいところはあるが、サポートするサービスや相談体制の充実といったことで、社会生活を自立していくための手伝いというのはできるかと思う。
座長	P14 の文章は、地域包括ケアシステムの次に虐待の話が来ているので、ギャップが大きく違和感がある。福祉サポーターやボランティアも広い意味で高齢者の人権擁護のために共助してくれているという内容を追加し、虐待の話につなげていくといったほうが、違和感がなくなる。
事務局	指摘を踏まえ修正を検討する。

委員	地域共生社会といった広い意味で捉えていたのだが、P16 に「認知症共生社会」、P20 に「共生する社会」、P26 に「多文化共生社会」と、それぞれの分野ごとに共生社会という言葉を使うものなのか。
事務局	地域の中で暮らすといった広く全般で使う場合もあるし、認知症等それぞれの分野で使う場合もある。
座長	P11 のいじめの認知件数について、全国や東京都では増えている。一方で、葛飾区では減っているということはどう捉えているのか。 政策の成果が上がっているから減っているのか、認知の仕方に見直すべき点があるということなのか。指針に載せるのであれば、どういったメッセージなのかを明確にする必要がある。
事務局	指導室でも、各学校でどういった基準でいじめを認知するのかというのに学校差があることが課題として認識している。いじめ防止対策推進条例や国の方針に則ったアンケートの実施や、保護者からの訴えがあった際に、いじめ対策委員会を設置し、調査することを徹底している。 そういった取組みもあり、平成 30 年度の問題行動調査の結果では、減少という状況から変わるのではないかと考えている。
座長	今示すべき方向性としては、よりの確にいじめを把握できるように努めるといったことになるのか。
事務局	学校によって認知に差があってはいけないので、条例に則り、認知をしていくということについて、記載を検討する。
委員	人権の対策をするためにデータを整え、ちゃんと把握し、統計をちゃんとするというのとは一つの方向性としてあるが、児童虐待の場合等は、判定が重要ではなく、怖れという形で捉えて S O S を受けて対応していくことが必要である。いじめも同じで、いじめと認定されなくても、対応しなくてはいけないというのは、人権施策として重要で、その書き込みは必須である。 今まで把握できていなかった部分についても積極的に把握していく、ということ、学校や教育委員会全体としても行っていくというメッセージは、重要である。
委員	P20 の障害者の施策の方向性について、ヒアリングの中で合理的配慮への理解が進んでいないというのが強調されていたので、障害者個人の問題ではなく、社会が作り出している障害というのを取り除くというのは付け加えてもよいのではないかと思う。
委員 事務局	障害者の学校卒業後の対応について、方向性として書けないのか。 学校卒業後については、在宅者を出さないということで、通所施設等につなげるというのをやっているため、そういった内容を施策の方向性として記載することは検討する。
	(事務局より同和問題以降の後半部分について、説明)
座長	P22 の同和問題の部分に戸籍謄抄本の不正取得が書かれているが、逗子市の事件では D V とも関係しており、必ずしも同和問題だけではないのではない

事務局	か。 戸籍謄抄本の不正取得については、同和問題に関わるものだけではないと認識はしているが、特に同和問題において、就職差別や結婚差別につながっていったということや、関係団体のヒアリングでも意見があったため、ここに記載している。
委員	P26 の外国人の部分で、入管法の改正の中で、規制を強めるだけでなく、共生社会を作っていくというメッセージがあることをどこかに記載できないか。具体的に地方が何を行うかという内容は記載されていないが、方向性の中なのか、現状の部分で触れてもよいのではと考える。 P27 のハンセン病について、訴訟が起きている中で、本人の苦しみや家族の問題を書いてもよいのではないか。 P29 の性自認・性的指向について、ヒアリングの内容があまり反映されていない。施策の方向性のダイヤの2つ目に行政側で講演会やパンフレット配布というものはあるが、本人たちへの相談事業が重要であり、区として相談事業を行うというのが理想だが、まだそこまで書けないのであれば、東京都では条例に基づき相談事業を行っているので、適切などころへ、橋渡しをしていくことは区の重要な役割なので、方向性として書くべきである。
事務局	相談事業については、ダイヤの3つ目に思いを込めたつもりだが、意見を踏まえて書き方を検討する。
委員	欄外に言葉の定義が記載されているが、この出典はどこなのか。特にセクシュアル・マイノリティの説明について、Xジェンダーのことが記載されていない。
事務局	基本的には東京都の指針のものを参考に記載しており、セクシュアル・マイノリティについては、東京都や法務省の解説にはXジェンダーは入っていない。
委員	確認し、改めて意見を挙げることにする。
座長	ハンセン病については、6月の地方裁判所の判決や首相の談話も出ているので、現状解説の部分に記載したほうがよい。
事務局	ハンセン病、入管法の改正については、記載内容を検討する。
座長	P24 の在留外国人総数は地方自治体の中で全国11番目とあるがこれは、市区町村ということか。
事務局	そのとおりである。
委員	P34、35の就労について、もう少し充実させることはできないか。 P37 のインターネットに関わる人権問題について、自分の調査では、インターネットに関するルールやマナーの啓発が発達に応じた教育がされていないことがよくあったが、葛飾区はではどうなのか。
事務局	学年差が生じるので、成長に合わせた教育がされるよう改善されている。
委員	災害に伴う人権侵害の部分のP39の表について、1点目は葛飾区の部分に地域防災計画しか記載されていないが、職員行動指針等、計画として立てているものは書き込みをしていいのではないか。 2点目は、福祉避難所に関するデータ等、何か災害に関係するデータを記載してもよいのではないか。

<p>事務局</p>	<p>3点目は、江戸川区でかなりインパクトのあるハザードマップを公表しているが、葛飾区では浸水時の方向性等はあるのか。また、要配慮者への対応については、記載があってもよい。</p> <p>4点目は、全国的にも対策できていないことだが、大雨警戒レベルが5段階となり、高齢者等は早めの避難が必要となったにも関わらず、二次的避難所が開いていないという問題がある。要配慮者への対応に関連して、何か加えられないか。</p> <p>最後に、防災に関連した高齢者セクションと障害者セクションの日常的な連携について、施策の方向性として具体的に書くことはできないか。</p> <p>P39 の表については様々な施策を打ち出しているのので、記載を増やすことは可能である。</p> <p>江戸川区が公表したハザードマップについては、現在内閣府も含め合同本部で広域避難について、会議を行っている。</p> <p>江戸川区のハザードマップの方式は、1000年に一度を超える被害規模を出しているが、葛飾区では、100年から200年の台風を想定したハザードマップを作成しており、今年度の3月ごろに全戸配布をする予定となっている。</p> <p>また、区民向けにわかりやすい冊子の作成や次年度に説明する機会を設けることを考えている。</p> <p>豪雨時の早めの避難については、現在、福祉避難所は60か所ほど準備しており、日頃の連携というのが重要となるが、一つの部では対応できない状況のため、自治会と区で連携体制をとっている。しかし、災害対策本部だけでも11か所ほどあるので、上位計画を作成することで対応している。</p>
<p>座長</p>	<p>広域避難については、江東5区で作成したハザードマップがあり、早めの避難や要配慮者の対応に関する記載があるので、加えることは可能である。</p> <p>P34, 35 の就労にかかわる人権指針について、区の状況及び取組みをみると、就労の促進、ハラスメント対策、ワーク・ライフ・バランスとなっているが、現状と課題、施策の方向性ではハラスメント対策とワーク・ライフ・バランスについてしか書かれていないので、つじつまを合わせるのであれば、就労促進についても記載したほうがよい。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスについて、区として先導して行っていることがあれば記載したほうがよい。</p> <p>P40 の人身取引の文章について、最後の段落で葛飾区では「人身取引への理解促進」とあるが、「人身取引問題への理解促進」のほうがよい。</p> <p>P40、P41 について、それぞれの項目について、区の取組みが書かれているが、⑥番のアイヌの人々と⑦番の路上生活者（ホームレス）については、区の取組みが書かれていないので、何か行っていることがあれば追加したほうがよい。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>ホームレスに関しては、生活保護の担当部局で行っている。</p> <p>P43 身近な人権のイラストについて、ジェンダーの面で指摘を受けらると思う。女性が車椅子を押すイラストや女の子の髪が長く、男の子の髪が短くしているといったイラストは、ジェンダーを強調していると捉えられる可能性がある。</p>

事務局	指針のなかでこの部分に唐突にイラストが出てくるのもあり、イラストを入れないことも考えたが、区民に対して感覚的にわかりやすくなるよう追加した。指摘を踏まえてイラストの内容は再考する。
委員	P46 の3に区民及び企業との連携とあるが、企業のみなのか。NPO等は入らずあえて企業と限定しているのか。
事務局	NPOとの連携はもちろんあるが、特に企業との連携、協働というのが今後必要になってくるということや、企業に対して積極的に働きかけ等も行っていきたいという考えでこのような記載にしている。
委員	災害時に備えて避難訓練等を行っていると思うがどういった実情なのか。
事務局	土、日に240町会を回って職員も一緒に参加している。
委員	平常時から地域の状況を把握していないと自主避難といっても対応できなくなってしまうので、平常時に行っているコミュニティ施策や町会施策は記載したほうがよい。
	フェイクニュースについて、想定される災害は首都直下型地震かと思うが、災害時に情報がうまく行き届かなく、情報に惑わされやすい状況となった際に、どのように情報を伝達するのか、捉える側はいかに惑わされないかといった施策の方向性は記載したほうがよい。
	同和問題については、P21の始めにコラムを書こうというのはよいと思うが、内容は再考したほうがよい。
	また、現状と課題の3行目に「同和問題は解決されたかのように見えますが、」とあるが、誤解されるおそれがあるため、書き方を修正したほうがよい。
	特別措置法の注釈について、既に失効している旨も記載したほうがよい。
	戸籍謄抄本の不正取得は同和問題で出てきているが、個人情報・プライバシーにも関わるため、P40にも、事例も混じえながら横断的に盛り込んでよいと思う。
	「相談」がキーワードとして上がっているが、いかに相談しやすい窓口を作るかというのは、基礎となるデータを整備する上でも重要である。もし区で体制を作れないのであれば、都の窓口等へ適切に繋ぐ等することで、相談しやすい環境を作ることが必要である。
事務局	就労にかかわる人権問題について、就労と貧困問題はセットであり、社会権や生存権の保障とも関わるので、どこかで触れたほうがよい。
	相談しやすい窓口については、相談事業の充実という項目は設けているが、いただいた意見を参考にしてより具体的に書くよう検討する。
	貧困問題については、前回も指摘いただき、今回書き込めていない部分なので、後日相談したい。
座長	人権指針の内容を実現するためには、体制の構築が重要になってくる。相談しやすい窓口をどうつくるか、民間の企業にどのように担い手になってもらうかといったことの推進について考えはあるか。
事務局	人権指針の内容は、行政だけでは実現できるものではなく、区民一人ひとりや企業等、区の隅々まで意識が浸透していくことが重要であり、それに向けて区は何ができるか、考えていきたい。

(3) その他について

事務局	<p>次回の日程については、10月10日（木）17時からで、場所は駅の近く等で調整し、改めて連絡する。</p> <p>今後のスケジュールは、本日頂いた意見も踏まえ、庁内検討会にかけ、次回の懇談会に修正した資料を提示する。その後、12月初旬に議会の意見を受け、12月から1月にパブリックコメントを実施し、2月に最終の懇談会を行う予定である。</p>
-----	---